

ながい 議会だより

12月議会定例会 ②

町づくりを問う ④

一般質問(5議員)

ぎかいトピックス ⑨

息の合った消防操法 — 中井町消防出初式 —

 第166号
平成26年2月15日発行
神奈川県中井町議会
E-mail gikai@town.nakai.kanagawa.jp

12月定例会

平成25年第4回中井町議会定例会を12月3日に開会し、会期を4日とした。町から行政報告を受け、条例の制定2件、条例の廃止1件、条例の一部改正11件、一般会計他4会計の補正予算について提案され、いずれも原案のとおり可決した。一般質問は5名の議員が8問にわたり行った。

条例

◎中井町自治基本条例

暮らしやすく豊かな地域社会を実現することを目的として、まちづくりの基本理念と基本原則及びまちづくりにかかわる者の責務を明らかにするとともに、まちづくり及び行政運営を行う際の基本的な事項を定めた。

◎中井町子育て支援センター条例
中井町子育て支援センターを平成26年4月のなかいこども園の開園に伴い、廃園とする中村保育園に移転し運営するため、設置、管理等に関し必要な事項を定めた。

◎中井町立学校開放照明施設使用条例を廃止する条例
中井中学校の照明施設の老朽化、利用者の減少などから、夜

間開放施設としての用途廃止に伴い、条例を廃止した。

◎中井町課設置条例の一部を改正する条例
町民の利便性を向上するため、諸証明書の発行等において利用機会の多い税務課と町民課を平成26年4月より統合し、税務町民課とした。

◎中井町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
地方税法の改正により、延滞金等の割合が見直されたため、町の歳入に係る延滞金についても、税との環境を図る必要があることから4条例を一括して改正。

◎中井町保育園条例の一部を改正する条例
平成26年4月のなかいこども

園の開園に伴い、中村保育園を廃園とする改正。

◎中井町営住宅条例の一部を改正する条例
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が平成26年1月3日に施行されることに伴い、同法を引用している条文の改正。

◎中井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例
平成26年4月の消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、その上昇分を手数料及び使用料に転嫁するため、7条例を一括して改正。

◎中井町都市公園条例の一部を改正する条例
境グリーンテックパークについて、グラウンド使用者から、受

益者負担の原則、公平・公正性の観点から、新たに使用料を徴収するとともに、都市公園としての位置づけをするため中井町都市公園条例に加え、中央公園について、平成26年4月の消費税の引き上げに伴い、その上昇分を使用料に転嫁する改正。

◎中井町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
平成26年4月の消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、その上昇分を使用料に転嫁する改正。

◎中井町水道事業給水条例の一部を改正する条例
平成26年4月の消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、その上昇分を水道料金及び加入金に転嫁する改正。

◎中井町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
平成26年4月のなかいこども園の開園に伴い、井ノ口幼稚園において預かり保育を実施することから、預かり保育料等を定める改正。

◎中井町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準等を省令で定める基準に従い改正。

◎中井町総合グラウンド条例の一部を改正する条例
中井総合グラウンドの運動場利用者から、受益者負担の原則、公平・公正性の観点から、新たに使用料を徴収する改正。

補正予算

今回可決した補正予算の主なものは次のとおり。

一般会計

224万9千円の追加で、総額は38億5882万7千円に。歳入では、民生費補助金と、寄附金で224万9千円を追加。歳出では、平成25年7月より実施している職員の給与減額の特例や人事異動により2559万9千円の減額、下水道事業特別会計への繰出金を1143万8千円減額、予備費に3730万円を追加。

国民健康保険特別会計

平成25年7月より実施している職員の給与減額の特例や人事異動による減額、法改正によるシステム改修での県町村情報システム共同組合負担金の追加により、総額は、12億93375万円に。

介護保険特別会計

平成25年7月より実施している職員の給与減額の特例や人事異動による減額補正で、総額は6億4122万2千円に。

下水道事業特別会計

平成25年7月より実施している職員の給与減額の特例による減額、国庫支出金の減に伴う事業費の減額補正で、総額は5億5254万8千円に。

水道事業会計

平成25年7月より実施している職員の給与減額や、流量計の故障に伴う配水設備工事費修繕費を300万円追加。

議会の傍聴にお越しく下さい。

次回の定例会は3月4日(火)の開会予定です。

どなたでも、お気軽にどうぞ!

役場庁舎3階議会傍聴席入口にて、名簿帳に名前を記入だけです。

出入は自由です

議案等審議の結果

※議長は採決に加わりません。
(各議員の賛否は町のホームページに掲載しています。)

件名	月日	審議結果	件名	月日	審議結果
行政報告	12月3日		中井町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)
一般質問	12月3日		中井町総合グラウンド条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町自治基本条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	平成25年度中井町一般会計補正予算(第3号)	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町保育園条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	平成25年度中井町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町子育て支援センター条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	平成25年度中井町介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町立学校開放照明施設使用条例を廃止する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	平成25年度中井町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町課設置条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	平成25年度中井町水道事業会計補正予算(第2号)	12月6日	原案可決 (賛成全員)
中井町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	議員派遣の件について	12月6日	承認
中井町営住宅条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)	議員派遣結果報告について	12月6日	報告
中井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成12反対1)	議会運営に関する事項	12月6日	議会運営委員会 閉会中の継続審査
中井町都市公園条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成12反対1)	所管事務の調査について (1) 農業問題について (2) 交通対策について (3) 町の土地利用について	12月6日	総務経済常任委員会 閉会中の継続審査
中井町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成12反対1)	所管事務の調査について (1) こども園開設に向けて (2) 地域包括支援センターについて	12月6日	文教民生常任委員会 閉会中の継続審査
中井町水道事業給水条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成12反対1)			
中井町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例	12月6日	原案可決 (賛成全員)			

一般質問

急傾斜地崩壊防止対策と 防災無線の活用は



原 憲三 議員

町長 ハザードマップ作成と情報伝達多様化を検討

近年、日本でも海外においても異常気象に悩まされています。最近では台風30号の直撃でフイリピンが壊滅的な被害を受け、日本では10月16日未明に、伊豆大島町が台風26号による豪雨により土石流災害に襲われ、甚大な被害となっております。

そこで、本町における急傾斜地崩壊防止対策と、災害時における防災無線の活用について伺います。

問 急傾斜地危険区域対策事業で、5戸未満の事業指定されない地区について、町の今後の対策は。

答 引き続き国・県に対して採択要件の緩和要望を行い、取り組んでまいります。

問 県西土木事務所によると、本町の土砂災害警戒区域・急傾斜地指定予定箇所は251カ所、この中で5戸未満の住宅のある所は234カ所と伺っている。中井町は危険箇所が非常に多い。特に危険度の高い所の調査費等を、来年度予算で対応してもらえるか。



急傾斜地崩壊防止工事（比奈窪地区）

答 避難路選定等に活用してもらうため、今年度中に土砂災害のハザードマップを作成し、全戸配布し周知を図ることが優先的な事業だと思えます。

問 ハザードマップで知らせるということですが、危険度の高い所は、いつ災害が起きても不思議でないと思えます。安全な場所に移転していただく対策はできないものか。

答 住みなれた場所を移すというこの問題もあるかなと思います。県として勧告ができる項目もあるが、この辺は難しい問題があると思えます。

問 急傾斜崩壊等が発生した場合に、住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者・管理者に対して、安全な区域に移転する等の措置について知事が勧告する中で、施設整備に係る防災工事や区域外への移転等に次の支援措置がある。一、住宅支援機構の融資、二、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助、三、住宅地域交付金事業による補助。以上は国・県の制度です。

町で更なる補助制度を設けては、融資等の活用も必要だと思う。そこにある程度の減免措置もあるが、この支援の自己負担についても町である程度負担し、危険区域の方に移転を求めていくことを早急にやるべきでは。

答 町に5戸未満の対象地域はある。県へも5戸未満の対応について、これからも一層要望を続けてまいります。

問 防災無線戸別受信機のアナログ放送は、今でも聞きにくい場所があり、解消するために、デジタルにすることによって高感度受信になります。国から平成34年までにデジタル化の通達が出ており、本町のデジタル受信機への切り替え、耳の不自由な方への情報提供方法は。

答 防災行政無線のデジタル化時期については今後、戸別受信機の汎用品も含め検討をさせていただきます。耳の不自由な方への対応は、今後は情報伝達手段の多様化について、早急に検討を進めて、また、導入を図っていきたく考えています。

一般質問

自治会活動の支援強化は

他 1 問



曾我 功 議員

町長 自主・自立的な活動を積極的に支援

行政や町民の役割分担を明確にし、より有効的に住民参加を進めるため、自治基本条例の制定が予定されている。このような中で、自治会の役割が増し、その活性化は必須である。

問 自治会に加入されない方や脱会される方の理由の一つに自治会費の問題がある。会費の高い理由に自治会館や公園の借地料があるが、そのことに対しての町の考えは。

答 各自治会で使用している個人所有の土地は、町への申請により、固定資産税を減免している。借地料については、各自治会個々の問題で、町としてはどうにもならない。

問 町として自治会の加入促進の支援強化は必要で、転入時での窓口対応は。

答 転入手続の際に町民課窓口で自治会加入申請書を渡している。

問 転入窓口で自治会加入のメットや、より詳しいチラシ等を配布する考えは。

答 今年度、案内リーフレット

やハンドブック的なものを作るために各自治会に情報提供をお願いしている。

問 高齢化により自治会活動に参加できない方が脱会される例があるが対策は。

答 自治会活動は地域住民自らが自主的に考え活動していただくが、町としても積極的に支援していくとの考えで、来年度に向け、先進事例を自治会長会議の総会等で勉強することを検討している。

郷土資料館の活用は

郷土資料館はオープンして30年が経過したが、開館当初は職員も常駐し、来場者も多数あった。最近では日々の来場者はほとんどなく、今後の活用方法を改善することが必要だ。

問 収蔵品の保管場所と保管状態は。

答 古民具や農耕具などを中心に850点以上が提供され、資料館に展示できない収蔵品もある。それらは郷土資料館の倉庫

や才戸倉庫に保管され、一部は所有者の自宅に保管されている。

最適な保管場所とは言えないが、今後、文化財保護委員の協力により、収蔵品の再確認、保管場所の整理などを進め、総合的に検討していく。

問 今後の郷土資料館の具体的な取り組みは。

答 特別展や企画展を文化財保護委員の協力により進めている。農村環境改善センターのロビーを活用し、展示スペースを設置した。また、郷土資料館の展示の様子をホームページに掲載した。

問 郷土資料館の活用は人が常駐していないと難しいと思われるが。

答 現在は資料館を訪れた方が教育課へ問い合わせ、対応しているが、人件費の問題でそれ

上のことは難しい。

問 文化財保護委員や郷土史愛好家の方たちの協力を得ながらオープンできる方法は検討できないか。

答 資料館に郷土史家なりが集まって活動ができればと思っているが、スペースがない。文化財保護委員も常時活動をしていないので、定期的に参加していただくのは難しい。全体を通して町民のニーズを含めた対応を検討していく。



郷土資料館の展示室

一般質問

地球温暖化対策の 着実な推進を

他 1 問



戸村 裕司 議員

町長 30年度を目途に徐々に策定

町は一事業所として地球温暖化対策実行計画を策定した。今後は町民・事業者・行政が取り組む計画の策定が待たれる。しかしながら、近年、ごみ減量化などの施策への高まりがなく、持続可能な地域づくりに取れんとしていく、具体的なアクションが必要だ。

問 町実行計画の点検評価は環境審議会に報告されるべきでは。
答 環境基本計画の推進委員会等には報告する必要があると認識している。庁内で調整していきたい。

問 計画策定の温室効果ガス削減の方法と財源は。
答 策定にかかる費用の補助制度はないので町単独で賄う。統計資料等を集めるだけで500万円から600万円必要になる。

問 環境施策は積み重ねが必要。地球温暖化対策にとどまらない効果、インパクトのある政策にシフトしていくべきでは。
答 県の補助も要望しながら、30年度を目途に徐々に策定したい。

問 大型生ごみ処理機導入と町民参加の展開は。
答 公共施設に大型生ごみ処理機を設置し、地域の方に生ごみを投入してもらい、地域ぐるみでごみの減量化を図っていく。まず量的に集まる給食センターでと考えている。

国保レセプトのより効果的な活用を

高騰する医療費問題に対し、国保が都道府県に移管される流れにあっても、市町村の医療費適正化に向けての役目は依然重い。来年から稼働する国保データベース（KDB）の活用によって、地域の重点課題が把握され、特定保健指導等と効果的に結び付けられれば、住民参加型の美・緑な健康プランとともに、町民健康施策の両輪となる可能性もある。

問 国保レセプト活用は効果を上げているか。
答 恒常的に先発医薬品を活用している患者にシエネリック医薬品差額通知を送付している。

効果額は14万4千円ほど。今後とも普及啓発に努める。

問 特定健診にオプションで胃がんリスク検査を取り入れ、受診者増を図る考えは。
答 胃がんの予防や早期発見という意味では有効だが、広く普及しているケースではなく、今後検証していきたい。

問 専門化する特定健診担当課に、保健師を配置する考えは。
答 特定健診に係る業務は町民課で、必要に応じて健康課の保健師が連携・協力し進めている。24年度の機構改革で保健師業務は健康課にまとめ、一つのチームとして機能、連携を図ることが一番いいと考えている。

問 KDBをどのように活用するか。
答 特定健診の結果や疾病別医療費等の分析データを活用して、生活習慣病の状

況や地域の健康課題を把握し、疾病予防対策に取り組んでいく。個人に対しては、的確で効果的な保健指導を実施していく。

問 県の「未病を治す」県西活性化策で、町内医療機器メーカーと協力し、中学生が体温を記録する小さな社会貢献を通して、心のエンジンを回していくのは。
答 機が熟して、そういう場が与えられるのであれば検討する。



年間5万件の国保レセプトを点検する担当課

一般質問

外国人住民との共生は



岸 光男 議員

町長 総合計画に基づき取り組む

問 地域のグローバル化や国際交流の進展により、在留外国人が増加している。今後、少子高齢化の進展により総人口が減少していく中、外国人労働者の増加は不可避と予測されている。

答 しかし、日本語によるコミュニケーションの難しさや、文化や習慣の違いからさまざまな問題が生じている。これからは、外国人住民と共生していく開かれた自治体でなければならぬと考え質問します。

問 地域や町の行事への参加は、外国籍で本町に定住する方では、地域とのかわりを持つ方もいられるが、就労を目的として滞在する外国人では、行事等への参加は皆無に近い状況と認識する。

問 町の行事を積極的に広報していくか。

答 外国語で表記するかという点については課題もまた多く、対応としては課題もまた多く、時間も金額もかかる。スピード感を持った対応はもう少し検討する必要がある。

問 庁舎内の一番利用度の多い町民課とか、福祉課とか多言語化していく考えは。

答 外国人の来庁が多い市役所ですと、多少そういう掲示物が見受けられる。庁舎案内については、必要性を勘案した中で、行政組織の変更時に検討したい。

問 住民登録をされる上で、不便とかトラブルは。

答 特にこれといってないが、転入されて困るのがごみで、環境経済課で、英語、ポルトガル語、スペイン語のごみカレンダーを渡している。必要に応じて、その周知に努めている。

問 職員研修制度を利用して、少なくとも町民課で一人くらいは外国語を勉強しようという職員をぜひ育ててほしい。

答 片言でも通訳ができる職員は、今のところいない。そういう必要性は感じている。

問 多くの外国人定住者を抱えた自治体では多文化共生推進プランをつくっている。策定の考えは。

答 国際交流の理念というのは、長い歴史の中で、だいたい日本人に培われてきた。逃げるよりも対等に接することができる方も多くなっている。

推進計画は、県とか政令市等でもつくっている。福祉とか、健康とか、教育とか、どういった形で外国人と向き合う対策をやっていくかということ、非常に絞り込みが難しい。多文化共生は総合計画の中でも表示があるのでもついている。福祉とか、健康とか、教育とか、どういった形で外国人と向き合う対策をやっていくかということ、非常に絞り込みが難しい。多文化共生は総合計画の中でも表示があるのでもついている。

多言語版	日本語	英語	ポルトガル語	スペイン語
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis
燃やさないゴミ	燃やさないゴミ	Resíduos não combustíveis	Resíduos não combustíveis	Resíduos no combustíveis

外国語版ごみ収集カレンダー

一般質問

本格的なイノシシ対策を

他 1 問



小沢長男 議員

町長 鳥獣被害防止計画に基づき実施

問 鳥獣による農作物被害が深刻になってきている。古怒田地域の3名の有志が「くくりわな」免許を取得し、40力所にわなを設置し、10月から翌年3月までの間、毎日見回り、捕獲に取り組んできた。180日間の手当て補助として6万円を支給していますが、古怒田の生産組合から助成の大幅な増額を要望され、古怒田自治会から、くくりわなによるイノシシ捕獲の見回りに係るガソリンなど諸経費、手賃として1時間千円の助成を行うことと、捕獲の取り組みを、町内外に広げることを求める陳情が町に出された。

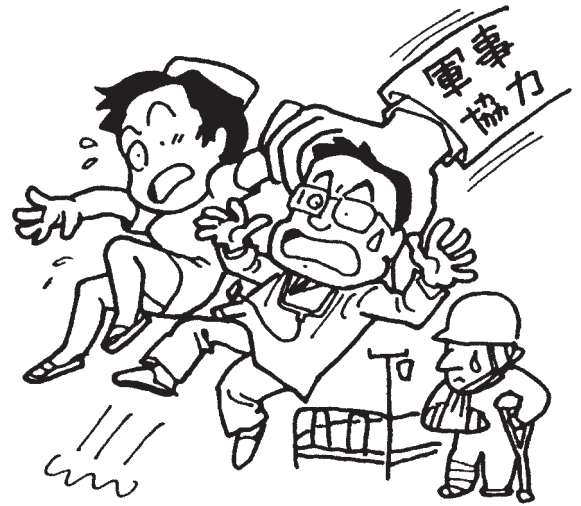
半年間にわたり、毎日、見回りを続け、わなにかかったイノシシの肩筒をめぐけて鉄パイプを振り下ろして、止め刺しする命がけの仕事です。対応を。町はなぜ、電気柵設置やわな設置の見回り経費の補助を県に求めないのか。

答 見回り等の経費については、25年度は倍額の予算を措置している。くくりわなの捕獲には大きな危険が伴なうので、平成25年3月より、銃による止め刺しの許可をした。イノシシ対策には広域的な取り組みが不可欠である。県も含め近隣市町と連携した捕獲の取り組みをしていきたい。県補助及び国庫補助の活用と、わなの設置の見回り経費についても、県の補助を要望し、26年度予算に反映させたい。中井町鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣駆除に取り組んでいく。

基本的人権を守るため 秘密保護法に反対を

問 維新と自民・公明・みんなの党4党で共同提案して、衆議院で暴挙とも言つべき強行採決した特定秘密保護法案は、アメリカが海外で始める戦争に日本を本格的に参加させるために、戦争司令部となる国家安全保障会議（日本版NSC）を設置し、NSCを通じて、アメリカと軍事などの情報を共有するための

秘密保護です。改憲解釈で集団的自衛権を行使し、日本がアメリカの仕掛けた戦争に参戦するための国民弾圧法です。戦前、天皇制政府が軍機保護法や治安維持法などで弾圧し、国民の目・耳・口をふさぎ、暗黒政治と侵略戦争へと進んだ誤りを繰り返してはなりません。秘密保護法案の恐ろしさは、何が秘密かが秘密。接した情報が特定秘密かどうかわからないまま処罰されることになる。逮捕されても、特定秘密は開示されず、何で裁かれているかわからない。弁護士も弁護しようがない暗黒裁判になる。国会で秘



密会にされた案件を政党内で議論すれば漏えいで国会議員も懲役刑になる。国会での追及も、調査権も制限されることになる。知る権利も奪われる。重罰の脅かしで、マスコミも事実上取材報道ができなくなる。

答 我が国の安全保障に関する重要な秘密の漏えいを防止することで、国民の安全を確保することは必要である。しかし、国民の知る権利や基本的人権と相反する問題であるので、そのバランスが重要だ。国会において丁寧十分に議論を尽くし、合意形成を図ることが必要だと考える。

問 憲法停止の恐ろしい法案だ。廃案にするしかない法案だ。

ぎかいトピックス

「一般質問」は、「町づくりを問う」として本紙でも大きな位置を占めています。議員が行う一般質問は、議会基本条例で議員の政策提案として規定されています。今回はこの一般質問の概要や中井町議会基本条例施行後の新たな取り組みをお知らせします。

踏み込んで規定

一般質問とは、中井町議会会議規則第55条で、「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができるとされ、それを指します。

この「質問」は、条例など議題となった案件（議会用語では「事件」）を審議する際の「質疑」とは異なるものです。

議会基本条例第11条では、議会での質疑や質問について一歩



踏み込んで「政策提案」と次のように位置づけました。

町長への質疑又は質問では、事実関係の確認にとどまらず、論点及び争点を明確にし、政策提案をするよう努める。

テーマ「一般質問とは」

通告書で事前提出

それでは次に一般質問が議場に出るまでを見ていきましょう。

一般質問は、年4回の定例会でできることになっており、議員は、町の行財政全般にわたって、説明を求めたり、所信を正すことで、政策提案を行います。

質問内容の選択や視点は、議員に委ねられていますが、質問内容は3項目までで、各質問事項について、その要旨を540字以内でまとめ、一般質問通告

書とともに、事前に議長に通告することになっています。提出期日は議長が定め、概ね本会議初日の週間前までに提出することになっています。

通告の順番が本会議での質問順になります。また、質問内容が重複する場合、議長が調整しますが、これも通告順が優先されることになっています。

一般質問は町長にも送られ、議会ホームページでも公表されています。

質問時間は35分

本会議では、質問する議員が演壇で一般質問を読み上げた後、町長が同じく演壇で答弁しますが、その際、質問議員に答弁書が手渡されます。答弁書を事前に受け取る議会もあるようですが、本町では行っていません。

答弁に続く質問は再質問と呼ばれています。やりとりは一周一答形式で行うことと議会基本条例第12条でも規定されました。議員の質問時間には制限があ

り、質問の読み上げと再質問を含め、35分を超えることはできません。この時間は、中井町議会会議規則で規定され、制限時間は質問項目が1つでも3つで

議長の許可で反問

議会基本条例では、一般質問の論点がさらに明確になるよう、町長から議員への反問権を設けました（第12条第2項）。

一般質問は議員と町長の間でやりとりされ、副町長、教育長、各課の課長は説明員として出席

も変わりません。傍聴席から向かって左の電光掲示板は、議員の持ち時間をカウントダウンしています。

しているため、町長以外には反問権はなく、町長は議場で議長に許可を得ることによって、反問することができます。詳しくは「反問権の運用について」をご覧ください。

こうした取り組みを加え、実り多い議論、政策提案を行うよう努力していきます。

反問権の運用について

議会基本条例第12条第2項関連

一、行使について

- 反問権を行使する手順は以下のようにする。
1. 町長は、挙手し、議長からの指名を受ける。
 2. 指名を受けた後、反問権に基づき、論点、争点を明確にする内容を議長に告げ、許可を申し出る。
 3. 議長が許可の可否の判断を行い、許可する（反問の開始）
 4. 論点、争点を明確にするための質疑・答弁を行う（回数制限は行わない）
 5. 議長が町長に反問の終了を確認する。
 6. 議長が反問の終了を宣言する（反問の終了）

二、取り扱いについて

反問権の行使に伴う答弁等の取扱いについては以下のようにする。

- ・反問を受けた議員の答弁中の発言時間は、議会会議規則第55条第5項の質問時間に含める。

*** 議会のつづき ***

11月

6日 議会全員協議会

議会改革推進協議会

21日 議会全員協議会

行政組織の見直し、自治基本条例、オンデマンド交通、人・農地プラン、メガソーラー事業等の説明を受けた。

22日 県議会議員研修会

26日 議会運営委員会

12月

3日 定例会本会議

議会全員協議会

6日 定例会本会議

議会全員協議会

18日 議会改革推進協議会

1月

9日 議会だより編集委員会

16日 議会だより編集委員会

17日 議会全員協議会

議会改革推進協議会

議会運営委員会

23日 議会だより編集委員会

24日 県議会議長・事務局長合同研修会

報告 総務経済常任委員会

11月8日、12月4日に委員会を開催した。

「農業問題については、委員会として、町内の茶畑の視察を行った。



荒茶工場に今後どのような取り組みを取り組むか、現在の生産者への継続した支援のあり方などについて協議した。

また、茶業については、人・農地プランの中でも検討したいとの町の考え方について、どう取り入れ、課題等に対応していくか、委員会でも引き続き調査していくこととした。

「交通対策については、オンデマンドバスの運行システムの改善など、引き続き調査していくこととした。」

報告 文教民生常任委員会

所管事務の調査について

「子ども園開設に向けて」

12月の時点では、施設面で渡り廊下、駐車場が完成していない。駐車場については豪雨等で近隣の農地に迷惑がかららないよう排水に注意するよう町に求めた。送迎に関するルールや園の名称等もあることから引き続き調査していくこととした。

「地域包括支援センターについて」

要支援1・2が介護保険から切り離されると、自治体の財力によって介護格差が生じることが懸念され、地方からの反対意見が強く再び議論されている。国の動向を注視することとした。

その他

「文化財について」

郷土資料館展示品以外の文化財の保管状況が懸念されることから、委員会として現地視察することとした。

町民の声

和田信夫(久所)

11月16日、厳島湿生公園で開催された「あかりの祭典」を観る機会がありました。数千ものランタンとイルミネーションが辺りを照らし、水面に浮かぶ光景は幻想的であり、感銘を受けたのと同時に、貴重な観光資源であることに気づきました。

近隣の町では、テレビ等各種メディアの取材や報道の機会が多く、積極的にPRをしているように伺えますが、当町を観光的な観点から取り上げられてることは殆んど気づきません。

前号でも町のPRに関し、「議会・行政双方に情報発信の動きが感じられない」との町民の声がありました。私も同感です。

企業誘致が思うように進まない昨今、違った角度から町の発展と活性化を考えていくことも大切かと思えます。町には自然を生かした観光資源がいろいろあります。メディアを有効的に活用し、町をPRする施策を、議会と行政双方に期待します。

編集後記

編集委員会では、みなさまに読んでいただく紙面をめざし努力をしています。

「議会だより」発行までの過程を紹介いたします。

本会議が終わると正副委員長が紙面構成、レイアウト、担当箇所を決定。各議員は会議録に基づき、期日までに写真、タイトル、質疑等の原稿を作成し提出します。

その後3回委員会を開催し校正等を行い、正副委員長の最終確認がなされ、議長の承認を得て発行されます。

なお、編集委員会では発行までのプロセスを見直し、一日でも早くお届けできるように検討しています。

議会だより編集委員会

- 委員長 戸村裕司
- 副委員長 二宮章悟
- 委員 金子正直
- 委員 曾我功
- 委員 岸光男

問い合わせ

議会事務局

☎(01)30055